第102回
定時株主総会
招集ご通知

（証券コード　8022）
平成27年６月５日

株　主　各　位

大阪市中央区北浜四丁目１番23号
美 津 濃 株 式 会 社
代表取締役社長　水 野 明 人

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　平成27年６月24日（水曜日）午前10時

２．場　　所　　大阪市住之江区南港北一丁目12番35号
当社大阪本社（ミズノクリスタ）地下１階ホール

３．会議の目的事項

報 告 事 項　　１．第102期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第102期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役13名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日(火曜日)午後６時までに到着するようご返送願います。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

42～43ページの【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、平成27年６月23日(火曜日)午後６時までにご行使願います。

(3) 同一の株主様の重複行使の取り扱い

書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合、当社に後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

５．提供すべき書類のインターネット開示（ウェブ開示）

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」並びに連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://corp.mizuno.com/jp/）に掲載しております。

なお、「会社の体制及び方針」は、監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部としてあわせて監査を受けております。

また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部としてあわせて監査を受けております。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト(http://corp.mizuno.com/jp/)に掲載させていただきます。

添　付　書　類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度において、「グローバル市場での拡販」、「プロダクション機能強化による高品質・高付加価値商品の創造」、及び「国内事業基盤の再構築によるシェア向上」を最重要課題と位置づけ事業経営に取り組んでまいりました。

このような状況のもと、日本国内を含むグローバル規模で、シューズやアパレル品などランニング関連商品のブランド認知度アップが一層進み、ライフスタイルスポーツ品の販売は堅調に推移いたしました。しかしながら、地域軸(セグメント)と商品軸によって複合的に見た場合、日本国内でのウエルネス関連施設の運営受託事業や、欧州でのインドアスポーツ品販売での成長が顕著であった一方で、地域を問わず慢性的となっているゴルフ品の供給過剰状態を脱しきれないなど、事業環境の多様化への対応に課題を残した一面もありました。

この結果、売上高は38億7千1百万円増収（2.1％増）の1,870億7千6百万円、売上総利益率が0.2ポイントアップとわずかに改善したものの、プロモーション関連の経費増などにより、営業利益は6億4千万円減益（11.3％減）の50億5千1百万円となり、経常利益は6億6百万円減益（10.4％減）の52億9百万円となりました。当期純利益は、税金費用が減少したことなどにより7億2百万円増益（26.6％増）の33億4千2百万円となりました。

セグメント（地域別）の業績は以下のとおりであります。

①日本

日本は、健康志向の高まりや新規マラソン大会の開催ラッシュによって、ランニングは生涯スポーツとして定着し、参加人口は着実に増加してまいりました。シューズやアパレル品などランニング関連商品の売上は堅調に推移し、日本セグメントの業績を牽引いたしました。当社は、昨年10月の「大阪マラソン2014」や本年3月の「横浜マラソン2015」などに協賛、また「WAVE RIDER 18」をはじめとする新製品の

発売やテレビコマーシャルを放映し、ミズノブランドのアピールと需要拡大につなげました。この傾向はスポーツ・体育施設の利用者数の伸びにも現れ、当社グループが（受託を含め）運営するスポーツ・体育施設の稼動は好調で、商品の売上に加え、施設利用料収入やスポーツ・体育機器の納品等においても前年実績を上回りました。

競技スポーツ品の分野では、サッカー日本代表の本田圭佑選手が着用するサッカーシューズ「WAVE IGNITUS3 MD」や、同じく岡崎慎司選手着用の「BASARA 001 TC」などが話題を呼び、需要拡大につなげました。野球・ソフトボールの領域では、軟式野球バットのロングセラーシリーズの最新作「ビヨンドマックス メガキング」がミズノの技術力をアピールいたしました。

一方で、ゴルフ品では契約プロである手嶋多一選手が日本プロゴルフ選手権大会で優勝するなど、ミズノゴルフ品の優秀性を強くアピールするなかで、「ミズノ JPX 850」シリーズの販売拡大を狙いましたが、消費増税の影響で高価格帯商品の買い控え傾向もあり、需要回復までには至りませんでした。

なお、前期まで日本セグメントに含まれていたアジアの代理店向け販売を子会社に移管したこともあり、売上高は27億9千8百万円減収（2.2%減）の1,224億8千8百万円、営業利益は1億8千万円減益（5.8%減）の29億4千7百万円となりました。

②欧州

欧州は、ハンドボールシューズをはじめインドアスポーツ品の販売が引き続き堅調に推移しており、ランニング関連商品に次ぐ商品カテゴリーとして、欧州セグメントの業績を支えました。ランニング品は、大会スポンサーをつとめた昨年10月開催の「アムステルダムマラソン」のプロモーション効果が大きく、商品の拡販に寄与しました。なかでも、イタリアでは、地元の専門店と共同推進を図った「ミズノ・コンセプトストア・プロジェクト」のコンセプトショップをピサ空港内に出店し、反響を得ました。

一方、ゴルフ品は、評価の高いゴルフクラブのカスタムフィッティング販売に一部明るさが見えたものの、全体としては十分な成果を得られず厳しい状況が続きました。

この結果、売上高は16億2千9百万円増収（11.3%増）の160億5千3百万円、営業利益は5億2百万円増益（142.0%増）の8億5千6百万円となりました。

なお、当連結会計年度における欧州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

英ポンド：176.77円（前年同期 159.16円）、ユーロ（欧州支店）：138.65円（前年同期 133.97円）、ユーロ（子会社）：140.67円（前年同期　子会社イタリア：129.30円、子会社スペイン：134.32円）

③米州

米州は、年間を通しきわめて厳しい状況となりました。これまで業績を牽引していたランニング関連商品において、営業の重点を置いていた専門店チャネルの市場が縮小したことや、新商品の仕様変更についてのコンセプトを十分に訴求することができず、販売は不調となりました。

ゴルフ品でも、クラブの新製品「ミズノ JPX 850」シリーズは堅調であったものの、気候に恵まれなかったことや、市場の低価格競争が大きく影響いたしました。

一方、バレーボール品は、ユーザーの購入の主形態であるチーム契約で、順調に受注を取り、販売額を伸ばしました。

この結果、売上高は10億4百万円減収（3.3%減）の295億7千7百万円、営業利益は15億1千9百万円減益（90.2%減）の1億6千5百万円となりました。

なお、当連結会計年度における米州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

米ドル：106.36円（前年同期 97.09円）、カナダドル：96.22円（前年同期 94.01円）

④アジア・オセアニア

アジア・オセアニアは、全体として引き続き堅調に推移いたしました。なかでも、台湾は、持続的な成長を遂げており、当期も直営店舗の展開を積極化するなど、ライフスタイルスポーツ品を中心に攻勢を図り拡販につなげました。韓国やアセアン各域においては、ゴルフ品は依然厳しい状況が続きましたが、収益の柱であるランニング関連商品が業績を支えました。特に、韓国では、カジュアルユースのアパレル品開発に関して、現地デザイナーの活用やメディア利用の多様化によって、ブランドイメージの浸透を図りました。

また、中国は、ライフスタイルスポーツ品を中心に、取扱品目の絞りこみと販売チャネルの見直しや、経営効率の向上によって収益性を大きく改善いたしました。

売上高は、日本セグメントにおいて記載のとおり、アジア・オセアニア地域の代理店向けビジネスを韓国及びシンガポールの子会社へ移管した影響もあり、60億4千5百万円増収（46.8％増）の189億5千7百万円、営業利益は7億5千3百万円増益（198.1％増）の11億3千4百万円となりました。

なお、当連結会計年度におけるアジア・オセアニア各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

台湾ドル：3.51円（前年同期 3.27円）、香港ドル：13.73円（前年同期 12.52円）、中国元：17.29円（前年同期 15.71円）、豪ドル：95.34円（前年同期 93.45円）、韓国ウォン（100ウォンあたり）：10.09円（前年同期 9.18円）、米ドル（シンガポール）：106.36円（前年同期 ―）

（次期の見通し）

次期の連結業績につきましては、後述の「(3) 対処すべき課題」への対処を図り、克服することにより、一段の事業成長と収益性の向上をめざしたいと存じます。なお、通期の予想数値は以下のとおりとなります。

売上高（百万円）	営業利益（百万円）	経常利益（百万円）	親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1株当たり当期純利益（円）
200,000	6,000	6,000	3,700	29.41
6.9%増	18.8%増	15.2%増	10.7%増	―

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は、32億8千5百万円となりました。これは、主に米国における物流センター建設にともなう設備投資や既存設備の維持・更新などによるものであります。

また、上記の設備投資や運転資金などの資金需要に対しましては、営業キャッシュ・フローによって増加した自己資金、及び銀行からの借入により充当いたしました。

なお、当連結会計年度末における長短借入金残高は、前連結会計年度末に比較して34億7千6百万円増加し、358億2千7百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、下記の項目を直面する経営上の課題と認識し、改善・解消のため対処してまいります。

①コスト上昇への歯止め

当社グループの製造コストは、ここ数年来、「生産拠点であるアジア各国における労務人件費の上昇」、「各種原材料費の上昇」及び「米ドル相場の上昇」といった要因によって上昇の傾向にあります。これらの要因は、当社グループの収益力の大きな低下を招くことから、取り組むべき喫緊の課題と認識しております。

生産拠点を一極集中から分散化し、労務人件費の低減を図っておりますが、一方、生産能力や品質を維持するためには、急速な移管は困難をともないます。引き続きバランスを取りつつウエイトを移していき、エンドユーザーの満足に支障が出ないように努めてまいります。また、原材料費に関しましても、素材の新規開発に加え、供給先の開拓と多様化を図ってまいります。

さらに、米ドル相場の変動に関しては、「販売部門における需要予測の精度向上」と「生産・仕入部門による生産・納期調整」などにより、ヘッジの対象となる額と決済時期を精緻に把握し、確実にヘッジを行うことで、コスト上昇に備えたいと考えております。

②非スポーツ分野でのビジネスモデル構築

市場競争が激化するなか、他社製品との差別化を図るため、高付加価値商品の開発を目的としたプロダクション機能の強化は最重要課題の一つであります。

当社グループでは、ミズノテクニクス株式会社が生産技術の蓄積と技術革新への取り組みを怠らず、独創的で他と差別化する商品や素材を開発する体制を整備しております。

その過程において、スポーツ品の分野のみならず、産業の各方面において需要のある素材や製品・部品を開発し、安定的に供給できるようにすることは、収益力の源泉を多様化し、強固な経営基盤を確立するためにも極めて重要な取り組みであります。そのために、非スポーツ分野でのビジネスモデルの構築は、利益構造の変革を通じた企業価値向上に不可欠であると考えております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第99期 平成24年３月期	第100期 平成25年３月期	第101期 平成26年３月期	第102期 平成27年３月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	154,982	163,650	183,204	187,076
経常利益(百万円)	5,659	4,095	5,816	5,209
当期純利益(百万円)	3,143	1,946	2,640	3,342
１株当たり当期純利益(円)	25.23	15.60	21.07	26.57
総資産(百万円)	130,452	150,992	166,786	174,395
純資産(百万円)	77,498	82,536	87,576	92,909
１株当たり純資産(円)	620.86	659.22	695.08	735.51

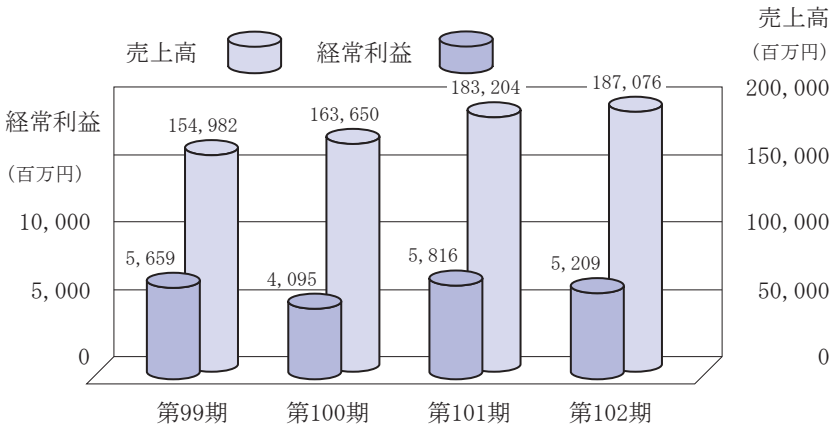

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
ミズノテクニクス株式会社	100百万円	100	スポーツ品等の製造
ミズノアパレルテクニクス株式会社	20百万円	100	スポーツウエアの製造
ミズノスポーツサービス株式会社	10百万円	100	スポーツ施設の運営及び運営受託
株式会社ミズノアベール	20百万円	100	各種サービスの提供
セノー株式会社	200百万円	100	スポーツ機器の製造及び販売
MIZUNO USA, INC.	65,000千米ドル	100	スポーツ品の製造及び販売
MIZUNO CANADA LTD.	500千加ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION	45,000千NTドル	80	スポーツ品の販売
MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.	31,892千HKドル	100	スポーツ品の生産管理にともなう各種役務の提供
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	49,800千米ドル	100	スポーツ品の製造及び販売
MIZUNO CORPORATION AUSTRALIA PTY, LTD.	2,500千豪ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO ITALIA S.R.L.	500千ユーロ	100	スポーツ品の販売
MIZUNO IBERIA, S.L.	3千ユーロ	100	スポーツ品の販売
MIZUNO KOREA LTD.	1,100百万ウォン	100	スポーツ品の販売
MIZUNO SINGAPORE PTE.LTD.	3,000千米ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO NORGE AS	30千ノルウェークローネ	100	スポーツ品の販売

（注）1. MIZUNO (CHINA) CORPORATIONは、平成27年１月１日に、SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.を存続会社として同社と合併し、同日付で解散いたしました。なお、この合併による連結業績への影響はありません。

2. ミズノアパレルテクニクス株式会社は、平成27年４月１日に、ミズノテクニクス株式会社を存続会社として同社と合併し、同日付で解散いたしました。なお、この合併による連結業績への影響はありません。

3. 当連結会計年度に、MIZUNO NORGE ASを設立し、平成27年４月１日より営業を開始いたしました。

(6) 主要な事業内容

当社グループは各種スポーツ品の製造及び販売を主たる事業としております。

また、日本国内ではスポーツ施設の建設工事（当社)、スポーツ施設の運営及び運営受託（当社及びミズノスポーツサービス株式会社)、スクールビジネス（当社）並びにスポーツ機器の製造及び販売（セノー株式会社）を行っております。

(7) 主要な営業所

① 当社

大阪本社（大阪市）　東京本社（東京都千代田区）
名古屋支社（名古屋市）　関越支社（さいたま市）
北海道営業所（札幌市）　盛岡営業所（盛岡市）
仙台営業所（仙台市）　北陸営業所（金沢市）
広島営業所（広島市）　四国営業所（香川県綾歌郡）
九州営業所（福岡市）　沖縄営業所（沖縄市）
ミズノ大阪店（大阪市）　エスポートミズノ（東京都千代田区）
イギリス支店（ウォーキンガム）　ドイツ支店（アッシュハイム）
フランス支店（シャビーユ）

② 子会社

ミズノテクニクス株式会社（岐阜県養老郡）
ミズノアパレルテクニクス株式会社（兵庫県丹波市）
ミズノスポーツサービス株式会社（大阪市）
株式会社ミズノアベール（大阪市）
セノー株式会社（千葉県松戸市）
MIZUNO USA, INC.（米国 ジョージア州 ノークロス）
MIZUNO CANADA LTD.（カナダ オンタリオ州 ミシソーガ）
MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION（台湾 台北）
MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.（香港）
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.（中国 上海）
MIZUNO CORPORATION AUSTRALIA PTY, LTD.（豪国 メルボルン）
MIZUNO ITALIA S.R.L.（イタリア トリノ）
MIZUNO IBERIA, S.L.（スペイン バルセロナ）
MIZUNO KOREA LTD.（韓国　ソウル）
MIZUNO SINGAPORE PTE.LTD.（シンガポール）
MIZUNO NORGE AS（ノルウェー　クリスチャンサンド）

(8) 従業員の状況

報告セグメントの名称	従業員数（人）	
日本	2,212	[1,442]
欧州	265	[1]
米州	424	[63]
アジア・オセアニア	2,464	[19]
合計	5,365	[1,525]

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社企業集団から企業集団外への出向者を除く）であり、臨時従業員数は[ ]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	13,974 百万円

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　普通株式　　296,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　　132,891,217株

(3) 株主数　　17,622名

(4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
公益財団法人ミズノスポーツ振興財団	21,313	16.86
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	8,215	6.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,809	6.18
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,735	3.75
株式会社三井住友銀行	4,651	3.68
日本生命保険相互会社	3,420	2.71
美津濃従業員持株会	2,824	2.23
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,773	2.19
美津濃協栄会持株会	1,900	1.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,851	1.46

(注) 1.　持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
2.　当社は、自己株式6,463,671株を保有しておりますが、大株主から除外しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水　野　明　人	
代表取締役 専務取締役	加　藤　昌　治	グローバルフットウエアプロダクト、総合企画、人事総務、法務、ｅマーケティング、アジア・オセアニア事業 担当 MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD. 取締役会長 MIZUNO KOREA LTD. 代表取締役会長
専務取締役	山　本　睦　朗	ライフスタイルスポーツ事業、ライフスタイルチャネル営業本部、スポーツ施設サービス事業、営業統括 担当 セノー株式会社 取締役会長
専務取締役	福　本　大　介	経理財務、情報システム、リテイル営業、ロジスティクス管理、欧州事業 担当 MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION 董事長 MIZUNO NORGE AS 取締役会長
常務取締役	鶴　岡　秀　樹	ダイアモンドスポーツ事業、通販・コーポレートアパレル営業、スポーツプロモーション 担当
取　締　役	ﾛﾊﾞｰﾄ･S･ﾌﾞｯﾁｰﾆ	北米・南米事業 担当 MIZUNO USA, INC. 代表取締役社長 MIZUNO CANADA LTD. 取締役会長
取　締　役	松　下　真　也	ゴルフ事業、広報宣伝 担当
取　締　役	水　野　英　人	業態開発、グローバル・ブランド開発 担当
取　締　役	成　田　和　也	営業本部、ナショナルチェーン営業本部 担当
取　締　役	樋　口　良　司	研究開発、品質保証、グローバルイクイップメントプロダクト 担当
取　締　役	七　條　　毅	グローバルアパレルプロダクト 担当 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 董事長
取　締　役	福　井　祥　博	コンペティションスポーツ事業 担当
常勤監査役	的　場　富士雄	
常勤監査役	浜　田　康　宏	セノー株式会社 監査役
監　査　役	筒　井　　豊	弁護士
監　査　役	寺　澤　　豊	公認会計士

（注）1. 監査役 筒井豊氏及び監査役 寺澤豊氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 監査役 寺澤豊氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	11名	300百万円
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	44百万円（7百万円）
合計（うち社外監査役）	15名（2名）	345百万円（7百万円）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第93回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めて年額６億円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第93回定時株主総会において、年額８千万円以内と決議されております。
3. 取締役１名は、子会社の役員を兼務し、子会社より報酬が支払われているため、上記の表から除外しております。
4. 取締役の報酬等の額には当事業年度の役員賞与引当額30百万円が含まれており、監査役の報酬等の額には当事業年度の役員賞与引当額３百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況等
監査役	筒井　豊	弁護士 重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
監査役	寺澤　豊	公認会計士 重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況等
監査役	筒井　豊	当事業年度において開催された取締役会及び監査役会にすべて出席し、その際、弁護士としての豊富な知見に基づいて、主に法令や定款の遵守に関わる観点から提言や意見表明を行いました。
監査役	寺澤　豊	当事業年度において開催された取締役会及び監査役会にすべて出席し、その際、公認会計士としての豊富な知見に基づいて、主に法令や定款の遵守に関わる観点から提言や意見表明を行いました。

（注）当事業年度において、取締役会は25回、監査役会は10回、それぞれ開催されました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第41条に設けておりますが、筒井豊氏及び寺澤豊氏とは責任限定契約は締結しておりません。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、持続的な企業価値の向上には、取締役会の活性化や経営執行の実効性を高めることが重要と考えております。それには、既成の概念にとらわれず、客観的な立場から経営執行を監督する独立的・中立的な社外取締役の経営参加が不可欠であり、かねてよりそのような候補者の選考に努めてまいりました。

しかしながら、当社グループが営む主要事業に一定程度の理解と認識を持ち、かつ経営に精通した知見豊富な人材の確保という観点では、適任者を選考することができずに至りました。

このたび、上記の主旨にかなう、経営に関する高い見識と能力を有した適切な人材の選考を終え、本定時株主総会において社外取締役の選任議案を上程いたしますので、ご審議いただきますようお願い申しあげます。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な子会社のうち、MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.、SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.、MIZUNO (CHINA) CORPORATION、MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION、MIZUNO CORPORATION AUSTRALIA PTY, LTD.、MIZUNO ITALIA S.R.L.、MIZUNO KOREA LTD.及びMIZUNO SINGAPORE PTE.LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は会計監査人の解任または不再任の決定の方針として、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合のほか、会社法第344条に基づき監査役会の各監査役が、会計監査人の適正性、妥当性、独立性及び専門性を独自の評価基準に照らして評価したうえで、監査役会にて選解任を決定した結果をもって、再任もしくは不再任または解任の決定を行うこととしております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第45条に設けておりますが、新日本有限責任監査法人とは責任限定契約は締結しておりません。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、百分率は表示桁未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**110,875**	**流動負債**	**48,910**
現金及び預金	18,989	支払手形及び買掛金	18,495
受取手形及び売掛金	49,634	短期借入金	11,381
有価証券	32	1年内返済予定の長期借入金	5,120
商品及び製品	30,927	未払金及び未払費用	10,621
仕掛品	748	未払法人税等	598
原材料及び貯蔵品	3,007	返品調整引当金	376
繰延税金資産	1,759	役員賞与引当金	33
その他	6,770	その他	2,282
貸倒引当金	△994		
固定資産	**63,519**	**固定負債**	**32,575**
有形固定資産	**37,811**	長期借入金	19,326
建物及び構築物	17,194	繰延税金負債	2,146
機械装置及び運搬具	1,015	再評価に係る繰延税金負債	2,551
土地	16,880	退職給付に係る負債	4,299
建設仮勘定	1,162	長期預り保証金	2,337
その他	1,559	資産除去債務	270
無形固定資産	**10,983**	その他	1,644
のれん	3,686	**負債合計**	**81,485**
その他	7,297	（純資産の部）	
投資その他の資産	**14,724**	**株主資本**	**84,352**
投資有価証券	10,994	資本金	26,137
長期貸付金	10	資本剰余金	31,460
繰延税金資産	1,673	利益剰余金	29,289
その他	2,508	自己株式	△2,535
貸倒引当金	△463	**その他の包括利益累計額**	**8,284**
		その他有価証券評価差額金	3,979
		繰延ヘッジ損益	1,451
		土地再評価差額金	△200
		為替換算調整勘定	3,556
		退職給付に係る調整累計額	△501
		少数株主持分	**272**
		純資産合計	**92,909**
資産合計	**174,395**	**負債純資産合計**	**174,395**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		**187,076**
売上原価		112,810
売上総利益		**74,265**
販売費及び一般管理費		69,213
営業利益		**5,051**
営業外収益		
受取利息	319	
受取配当金	174	
受取手数料	47	
受取保険金	7	
為替差益	196	
その他	480	1,225
営業外費用		
支払利息	405	
売上割引	441	
その他	220	1,067
経常利益		**5,209**
特別利益		
固定資産売却益	23	23
特別損失		
固定資産売却損	40	
固定資産除却損	21	
投資有価証券評価損	0	61
税金等調整前当期純利益		**5,171**
法人税、住民税及び事業税	1,690	
法人税等調整額	45	1,736
少数株主損益調整前当期純利益		**3,435**
少数株主利益		92
当期純利益		**3,342**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	26,137	31,395	29,340	△2,621	84,252
会計方針の変更による累積的影響額			△1,866		△1,866
会計方針の変更を反映した当期首残高	26,137	31,395	27,474	△2,621	82,386
当期変動額					
剰余金の配当			△1,257		△1,257
当期純利益			3,342		3,342
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		64		102	167
土地再評価差額金の取崩			△269		△269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	64	1,815	85	1,965
当期末残高	26,137	31,460	29,289	△2,535	84,352

（単位　百万円）

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,370	1,300	△670	929	△813	3,116	208	87,576
会計方針の変更による累積的影響額								△1,866
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,370	1,300	△670	929	△813	3,116	208	85,710
当期変動額								
剰余金の配当								△1,257
当期純利益								3,342
自己株式の取得								△16
自己株式の処分								167
土地再評価差額金の取崩								△269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,609	151	469	2,626	312	5,168	64	5,232
当期変動額合計	1,609	151	469	2,626	312	5,168	64	7,198
当期末残高	3,979	1,451	△200	3,556	△501	8,284	272	92,909

（注）　連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**62,641**	**流動負債**	**27,005**
現金及び預金	10,323	支払手形及び買掛金	12,122
受取手形及び売掛金	28,197	短期借入金	972
有価証券	32	1年内返済予定の長期借入金	5,000
商品	18,148	未払金及び未払費用	7,129
繰延税金資産	680	未払法人税等	6
その他	5,855	前受金	256
貸倒引当金	△595	返品調整引当金	319
		役員賞与引当金	33
		その他	1,165
固定資産	**69,081**	**固定負債**	**30,320**
有形固定資産	**28,138**	長期借入金	23,996
建物及び構築物	14,784	再評価に係る繰延税金負債	1,911
工具、器具及び備品	318	退職給付引当金	1,832
土地	12,666	長期預り保証金	2,165
その他	369	資産除去債務	59
無形固定資産	**2,336**	その他	356
ソフトウエア	2,231	**負債合計**	**57,326**
その他	105	（純資産の部）	
投資その他の資産	**38,606**	**株主資本**	**69,144**
投資有価証券	10,920	**資本金**	**26,137**
関係会社株式	24,337	**資本剰余金**	**31,460**
繰延税金資産	557	資本準備金	22,454
その他	3,242	その他資本剰余金	9,006
貸倒引当金	△450	**利益剰余金**	**14,082**
		その他利益剰余金	14,082
		別途積立金	10,900
		繰越利益剰余金	3,182
		自己株式	**△2,535**
		評価・換算差額等	**5,252**
		その他有価証券評価差額金	3,979
		繰延ヘッジ損益	1,474
		土地再評価差額金	△200
		純資産合計	**74,397**
資産合計	**131,723**	**負債純資産合計**	**131,723**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		**126,373**
売上原価		78,057
売上総利益		**48,316**
販売費及び一般管理費		46,284
営業利益		**2,031**
営業外収益		
受取利息	24	
有価証券利息	12	
受取配当金	1,024	
受取手数料	47	
受取保険金	7	
為替差益	65	
その他	183	1,365
営業外費用		
支払利息	197	
売上割引	421	
その他	46	664
経常利益		**2,732**
特別利益		
固定資産売却益	12	12
特別損失		
固定資産売却損	28	
固定資産除却損	5	
投資有価証券評価損	0	33
税引前当期純利益		**2,711**
法人税、住民税及び事業税	512	
法人税等調整額	369	881
当期純利益		**1,829**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	26,137	22,454	8,941	31,395
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	26,137	22,454	8,941	31,395
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			64	64
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	64	64
当期末残高	26,137	22,454	9,006	31,460

（単位　百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,900	4,468	15,368	△2,621	70,279
会計方針の変更による累積的影響額		△1,588	△1,588		△1,588
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,900	2,879	13,779	△2,621	68,691
当期変動額					
剰余金の配当		△1,257	△1,257		△1,257
当期純利益		1,829	1,829		1,829
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分				102	167
土地再評価差額金の取崩		△269	△269		△269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	302	302	85	453
当期末残高	10,900	3,182	14,082	△2,535	69,144

（単位　百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,370	1,300	△670	2,999	73,279
会計方針の変更による累積的影響額					△1,588
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,370	1,300	△670	2,999	71,690
当期変動額					
剰余金の配当					△1,257
当期純利益					1,829
自己株式の取得					△16
自己株式の処分					167
土地再評価差額金の取崩					△269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,609	174	469	2,253	2,253
当期変動額合計	1,609	174	469	2,253	2,706
当期末残高	3,979	1,474	△200	5,252	74,397

（注）　計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

美 津 濃 株 式 会 社
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　　操　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　内　　田　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、美津濃株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美津濃株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

美 津 濃 株 式 会 社
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　　操　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　内　　田　　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、美津濃株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１０２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１０２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月26日

美津濃株式会社　監査役会

常勤監査役　的場富士雄㊞

常勤監査役　浜田康宏㊞

監査役　筒井豊㊞

監査役　寺澤豊㊞

（注）　監査役　筒井豊及び寺澤豊は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第102期の期末配当につきましては、上記の基本方針に則った上で、事業成長による企業価値向上のため、設備投資や研究開発投資等に充当すべく内部留保にも配慮し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社 普通株式 １株につき 金５円

総額　632,137,730円

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の１株につき金５円とあわせて、１株につき金10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日

第２号議案　取締役13名選任の件

現任の取締役全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を目的として１名増員し、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	水野明人（みずの あきと） （昭和24年８月25日生）	昭和50年８月　当社入社 昭和57年12月　当社千里事業本部マーケティング室長 昭和59年５月　当社取締役 昭和61年５月　当社常務取締役 平成２年６月　当社専務取締役 平成６年６月　当社取締役副社長 平成10年６月　当社代表取締役副社長 平成18年６月　当社代表取締役社長（現任）	523,000株
2	加藤昌治（かとう まさはる） （昭和30年８月15日生）	昭和54年３月　当社入社 平成11年４月　当社総合企画室部長 平成12年６月　当社取締役 当社総合企画担当（現任） 平成17年６月　当社常務取締役 当社ｅマーケティング担当（現任） 平成24年３月　当社グローバルフットウエアプロダクト担当（現任） 平成24年６月　当社アジア・オセアニア事業担当（現任） MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD. 取締役会長（現任） 平成25年６月　当社代表取締役専務取締役（現任）、人事総務、法務担当（現任） 平成27年１月　MIZUNO KOREA LTD. 代表取締役会長（現任）	62,027株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	山本睦朗（やまもとむつろう） （昭和29年４月25日生）	昭和52年３月　当社入社 平成11年３月　当社フットウエア企画生産部長 平成15年６月　当社取締役 平成20年６月　当社スポーツ施設サービス事業担当（現任） 平成23年６月　当社常務取締役 平成24年６月　セノー株式会社 取締役会長（現任） 平成25年１月　当社ライフスタイルスポーツ事業、ライフスタイルチャネル営業本部担当（現任） 平成25年６月　当社専務取締役（現任） 平成26年10月　当社営業統括担当（現任）	32,028株
4	福本大介（ふくもとだいすけ） （昭和32年６月27日生）	昭和56年３月　当社入社 平成13年４月　当社経理財務部長 平成15年６月　当社取締役 当社経理財務担当（現任） 平成16年６月　当社リテイル営業担当（現任） 平成17年６月　当社ロジスティクス管理担当（現任） 平成20年６月　当社情報システム、欧州事業担当（現任） 平成23年６月　当社常務取締役 平成23年12月　MIZUNO（TAIWAN）CORPORATION 董事長（現任） 平成25年６月　当社専務取締役（現任） 平成26年９月　MIZUNO NORGE AS 取締役会長（現任）	45,155株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	鶴岡秀樹（つるおかひでき） （昭和34年５月21日生）	昭和59年７月　当社入社 平成14年３月　当社スポーツ事業部スポーツ企画生産部長 平成16年６月　当社取締役 当社ダイアモンドスポーツ事業担当（現任） 平成23年３月　当社通販・コーポレートアパレル営業担当（現任） 平成23年６月　当社スポーツプロモーション担当（現任） 平成25年６月　当社常務取締役（現任）	31,100株
6	ロバート・S・プッチーニ （1954年11月10日生）	平成７年８月　MIZUNO USA,INC. 取締役副社長 平成８年10月　MIZUNO USA,INC. 代表取締役社長（現任） 平成14年９月　MIZUNO CANADA LTD. 取締役会長（現任） 平成18年６月　当社取締役（現任） 当社グループ北米・南米事業担当（現任）	5,000株
7	水野英人（みずのひでと） （昭和48年４月20日生）	平成８年４月　当社入社 平成18年１月　MIZUNO USA,INC. 副社長 平成20年６月　当社取締役（現任） 当社グローバル・ブランド開発担当（現任） 平成23年６月　当社業態開発担当（現任）	146,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	樋口良司（ひぐちりょうじ） （昭和27年12月18日生）	昭和50年３月　当社入社 平成12年３月　当社養老工場（現 ミズノテクニクス株式会社）技術部長 平成19年６月　ミズノテクニクス株式会社代表取締役社長 平成24年６月　当社取締役（現任） 当社研究開発、品質保証担当（現任） 平成25年１月　当社グローバルイクイップメントプロダクト担当（現任）	16,828株
9	七條毅（しちじょうたけし） （昭和36年10月27日生）	昭和59年３月　当社入社 平成17年３月　当社アスレティック事業部マーケティング部長 平成24年６月　当社取締役（現任） 当社グローバルアパレルプロダクト担当（現任） SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 董事長（現任）	17,108株
10	福井祥博（ふくいよしひろ） （昭和30年６月24日生）	昭和53年３月　当社入社 平成12年３月　当社ゴルフ事業部ゴルフ企画生産部長 平成25年１月　当社コンペティションスポーツ事業部長 平成25年６月　当社取締役（現任） 当社コンペティションスポーツ事業担当（現任）	19,156株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11 （新任）	やまなかえいじ 山中英二 （昭和30年２月14日生）	昭和52年３月　当社入社 平成19年10月　当社ウエルネス・スポーツアパレル事業部スポーツアパレル営業部長 平成25年１月　当社ライフスタイルチャネル営業本部長 平成27年３月　当社営業本部長（兼）ナショナルチェーン営業本部長（現任）	12,000株
12 （新任）	こばしこうぞう 小橋鴻三 （昭和21年７月16日生）	昭和46年４月　清水建設株式会社入社 平成14年４月　同社大阪支店長 平成14年６月　同社執行役員 平成16年６月　同社常務執行役員 平成18年４月　同社専務執行役員 関西事業本部長 平成21年６月　同社取締役専務執行役員 平成23年４月　同社取締役副社長 平成26年６月　同社常任顧問 平成27年３月　同社退職、現在に至る	0株
13 （新任）	やまぞえしゅんさく 山添俊作 （昭和24年10月22日生）	昭和47年４月　住友不動産株式会社入社 平成５年７月　住友不動産販売株式会社住宅第一営業部長 平成10年４月　同社住宅営業本部関西住宅営業部長 平成13年６月　同社取締役住宅営業本部副本部長 平成19年６月　同社取締役常務執行役員住宅営業本部長 平成23年６月　同社取締役専務執行役員 平成24年４月　同社取締役専務執行役員受託開発本部長 平成25年６月　同社監査役（現任）	0株

（注）

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 山中英二氏は、新任の取締役候補者であります。

3. 小橋鴻三氏は、新任の社外取締役候補者であります。
   社外取締役候補者とした理由及び独立性に係る事項は以下のとおりです。

   （社外取締役候補者とした理由）
   小橋鴻三氏は、清水建設株式会社において執行役員及び取締役として、同社の経営執行に長らく携わってこられました。当社グループの企業価値向上には、公平な判断のもと客観的な立場から経営監督を行っていただくことが重要と考えております。そのような観点から、同氏の豊富な経験や高い見識に基づく提言や助言は、取締役会をより活性化させるものと期待しており、社外取締役候補者とするものであります。

   （独立性に係る事項）
   小橋鴻三氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたします。従いまして、同氏が取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ることといたします。

4. 山添俊作氏は、新任の社外取締役候補者であります。
   社外取締役候補者とした理由及び独立性に係る事項は以下のとおりです。

   （社外取締役候補者とした理由）
   山添俊作氏は、住友不動産販売株式会社において取締役及び執行役員として、同社の経営執行に長らく携わってこられました。また、現在、同社の監査役として、長年の経験や高い見識に基づき、同社の経営執行に対する監督の任を果たしておられます。そのような豊富な実績に裏づけられた、同氏の意見や提言は、経営執行の実効性を高めるうえで有益であると期待しており、社外取締役候補者とするものであります。

   （独立性に係る事項）
   山添俊作氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたします。従いまして、同氏が取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ることといたします。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役 筒井豊氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役 的場富士雄氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1（新任）	松下真也（まつした しんや） （昭和29年６月23日生）	昭和52年３月　当社入社 平成９年４月　当社広報宣伝部長 平成20年６月　当社取締役（現任） 当社ゴルフ事業担当（現任） 平成23年６月　当社広報宣伝担当（現任）	31,000株
2	筒井豊（つつい ゆたか） （昭和21年９月８日生）	昭和55年４月　弁護士登録 平成10年６月　当社監査役（現任）	0株

（注）

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 松下真也氏は、新任の監査役候補者であります。

3. 筒井豊氏は、社外監査役候補者であります。
社外監査役候補者とした理由、独立性に係る事項及び責任限定契約に関する事項は以下のとおりです。

（社外監査役候補者とした理由）

筒井豊氏は、弁護士として企業法務に精通し、幅広い見識から主に法令や定款の遵守に関わる見地から意見を述べており、客観的かつ中立的な監査をしていただくため、引き続き社外監査役の任を果たしていただくことを期待し、監査役候補者とするものであります。

なお、筒井氏が当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって17年であります。

（独立性に係る事項）
　筒井豊氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたします。従いまして、同氏が監査役に選任された場合、同氏は引き続き東京証券取引所の規則に定める独立役員となります。

（責任限定契約に関する事項）
　当社は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第41条に設けておりますが、筒井豊氏とは責任限定契約は締結しておりません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
伊藤嘉章 （昭和28年６月20日生）	平成20年７月　新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 平成26年６月　新日本有限責任監査法人 退職 平成26年12月　イマジニアリング株式会社 社外監査役（現任） 平成27年３月　内外トランスライン株式会社 社外取締役（現任）	0株

（注）

1. 伊藤嘉章氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 伊藤嘉章氏は、社外監査役に係る補欠監査役候補者であります。
候補者とした理由及び独立性に係る事項は以下のとおりです。

（候補者とした理由）

伊藤嘉章氏は、公認会計士としての経験及び幅広い見識から、取締役会に対し有益な助言や提言を行っていただくとともに、経営執行に対して主に企業財務や会計に関する見地から客観的かつ中立的な監査をしていただくことを期待し、社外監査役に係る補欠監査役候補者とするものであります。

（独立性に係る事項）

伊藤嘉章氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたします。

以上

【ご参考】

社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針

当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者を選考するにあたって、その独立性の基準を定めております。

社外役員として、一般株主と利益相反が生じないことを最優先の要件として、下記の属性に該当する者は、選考から除外することとしております。

(1) 当社グループの役員または社員であった者

(2) 当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の５％以上の取引先をいいます。
また、「業務執行者」とは、取締役、執行役及び執行役員、並びにそれらに準ずる者をいいます。（以下、同じ。）

(3) 当社グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「当社グループを主要な取引先とする者」とは、年間の取引金額が、当該その者の連結売上高の５％以上の取引関係先をいいます。

(4) 当社の大株主（直接保有、間接保有にかかわらず、総株主の議決権の10％以上の議決権を保有）もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者

(5) 当社グループから、役員報酬を除き、年間１千万円以上の金銭等（寄付を含む）を受け取っている者

(6) 上記各項目の配偶者または２親等以内の親族

以上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

なお、バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

２．議決権行使のお取り扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は、平成27年６月23日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、当社に後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号と同様、大切にお取り扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)パソコン用サイトによる場合

①画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

②次のアプリケーションをインストールしていること。

a.ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

b.PDFファイルブラウザとしてVer.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®
または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2)携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社にお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三菱ＵＦＪ信託銀行　証券代行部　テレホンセンター

［電話］0120（094）777（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

株主総会会場ご案内図

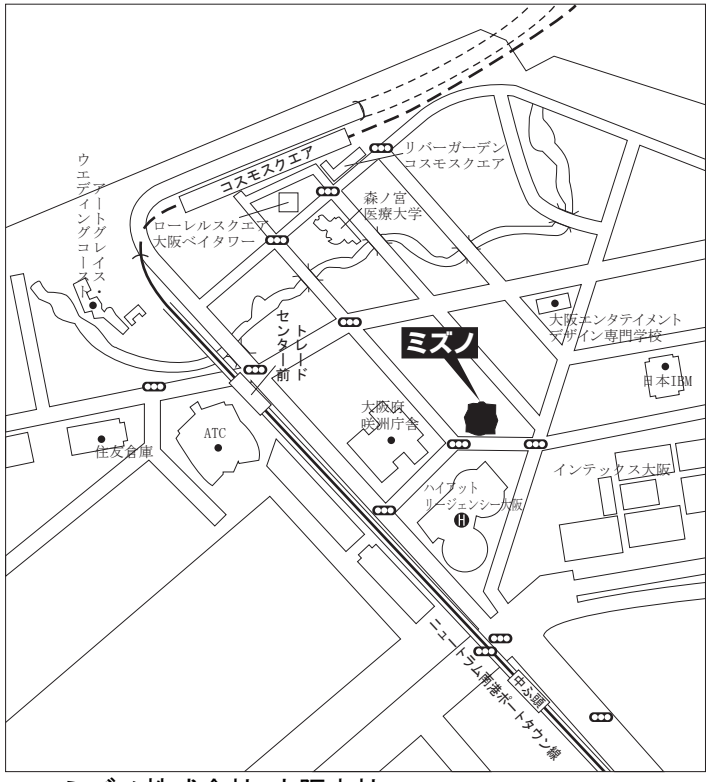

ミズノ株式会社 大阪本社
〒559-8510　大阪市住之江区南港北１-12-35

●地下鉄中央線、ニュートラム南港ポートタウン線
「コスモスクエア」下車、徒歩約10分
●ニュートラム南港ポートタウン線
「トレードセンター前」下車、徒歩約10分
●ニュートラム南港ポートタウン線
「中ふ頭」下車、徒歩約８分

明日は、きっと、できる。